

職員研修計画規程

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人精神障害者の暮らしを支える稚内市民会議（以下、「法人」という。）が設置・運営するグループホームめぞん・ぽぷら（以下、「事業所」）において働く職員が、障害福祉サービスの提供等の業務に必要な知識、技能を高め、資質の向上を図るための教育訓練（以下、「研修」という。）を計画的に実施するために、次の各号を目的として掲げる

- (1) 利用者の人権と安全な生活を守るため、福祉職員として求められる知識と技能を高め、多様化、重度化するニーズに対し責任を持ってサービスが提供できる職員を育成する。
- (2) 個々人、または組織規程に定める職種や職位、職務における目標管理と支援体制を整備する。
- (3) 研修への参加、または資格取得にて資質向上を図るとともに、職能資格制度規程に定める役職や職能等級ごとの職務内容や責任、必要な能力やスキルを明確にし、昇進や昇給等のキャリアパス制度の取り組みに繋げていくとする。

2 この規程では、事業を実施する上で法律や制度等で義務的に実施すべきとされ、事業所において指針を定め、これに従い実施する虐待防止研修、身体拘束廃止研修、感染症防止対策研修、防災計画に基づく研修など以外の業務上必要とされる研修を対象とする。

(基本方針)

第2条 この規程においては、職能資格制度規程におけるキャリアパスを重視し、以下のとおり、各職位ごとの研修（以下、「ステップアップ研修」という。）を実施する。

- (1) 採用直後研修
- (2) 初級職研修
- (3) 中級職研修
- (4) 上級職研修
- (5) 課長職研修

2 前項の第1号から第5号に加え、職位を問わず職掌上、担当職員に求められる難易度の高い業務に関する研修（以下、「プロワーク研修」という。）を実施する。

- (1) 個別支援計画作成研修
- (2) 申請業務研修
- (3) 国保請求業務研修
- (4) 情報技術研修
- (5) その他業務上必要となる業務研修

3 前2項の他、資格取得や特定の技術等の取得、その他障害福祉サービスの提供の質的向上をめざした研修（以下、「レベルアップ研修」という。）を実施する。

- (1) 社会福祉研修
- (2) 精神保健福祉研修
- (3) 介護支援専門研修
- (4) その他サービス提供の質的向上をめざした研修

(研修計画)

第3条 ステップアップ研修として以下の研修を実施する。

(1) 採用直後研修

採用から概ね6か月以内の職員を対象に、以下の内容で研修を実施する。

- ① 非営利活動法人を理解する。
- ② 障害を持つ人を理解する。
- ③ 事業所の事業内容と各種規則規程等を理解する。
- ④ 社会人としての心構え、礼儀、記録、報告、連絡の技術向上を図るため、接遇ビジネスマナー研修に参加して学ぶ。(概ね25歳未満の職員で、かつ、必要と認められる職員を対象)

(2) 初級職研修

採用から概ね6か月を経過した職員を含む1等級に格付される職員を対象に以下の内容で研修を実施する。

- ① 障害者総合支援法における障害福祉サービスと当該事業所が指定を受けている共同生活援助の制度上の理解、基本的な指定基準などを学ぶ。
- ② 個別支援計画に沿った支援サービスの必要性と在り方を学ぶ。
- ③ 生活支援員として必要とされる基本的な支援技術(介護ワーク)を学ぶ。
- ④ 世話人として必要とされる基本的な相談技術(相談ワーク)を学ぶ。
- ⑤ 夜間支援及び日中支援の基本を学ぶ。
- ⑥ 障害者支援に関する基礎的な知識や技術を学ぶ研修会に参加する。

(3) 中級職研修

採用から5年以上を経過した2等級に格付される職員を対象に以下の内容で研修を実施する。

- ① 生活支援員として必要とされる支援技術(介護ワーク)の質的向上を図る。
- ② 世話人として必要とされる基本的な相談技術(相談ワーク)の質的向上を図る。
- ③ 虐待防止や身体拘束廃止等のリスクマネジメントの知識を深め、利用者の人権と安全を守り事故防止活動の推進を図る。
- ④ 個別支援計画に沿った支援の推進と、計画立案や見直し(モニタリング)に必要な利用者情報や状況(ADL・QOL)の記録や管理などの技術等を学ぶ。
- ⑤ 行政や関係機関等が主催する研修会に参加し、障害者支援の必要な知識や技術をさらなる質的向上を図る。

(4) 上級職研修

採用から10年以上を経過した3等級に格付される職員を対象に以下の内容で研修を実施する。

- ① 初級職及び中級職の技術向上と職掌ごとの課題についての問題解決を養うためのフォローアップを図る。
- ② 未資格者の中級職を対象に資格取得むに向けた指導や助言方法などを学ぶ。
- ③ 相談支援従事者初任者研修、サービス管理責任者等研修、強度行動障害支援者養成研修などへの参加。
- ④ 運営・労務管理、経営戦略、指導関係研修会等への参加

- ⑤ 第2条第2項各号への参加を通じ、難易度の高い業務に必要な知識や技術を学ぶ。
(業務を担っている職員又は今後、業務担当者となることが予定されている職員を対象とする。)

(4) 課長職研修

採用から15年以上を経過した4等級に格付される職員を対象に以下の内容で研修を実施する。

- ① 第2条第2項各号への参加を通じ、難易度の高い業務に必要な知識や技術を学ぶ。
② 庶務、経理、人事等に係る知識や技術を学ぶための研修に参加する。

2 プロワーク研修として以下の研修を実施する。

(1) 個別支援計画作成研修

新たにサービス管理責任者(以下、「サビ管」という。)に就任する職員に対する研修(個別支援計画作成新任研修)に加え、概ね3年毎(都道府県が実施する5年毎の更新研修の中間年度)に、以下の事項について確認し、実務上不測している点について改めて学ぶ研修(個別支援計画作成中間研修)を実施する。

- ① 共同生活援助計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて、利用者の希望する生活や課題等の把握(アセスメント)を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしているか。
- ② アセスメントに当たっては、利用者に面接して行っているか。この場合において面接の趣旨を利用者に対して十分に説明し、理解を得ているか。
- ③ アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援方針、生活全般の質を向上させるための課題、指定共同生活援助の目標及びその達成時期、指定共同生活援助を提供する上での留意事項等を記載した共同生活援助計画の原案を作成しているか。
- ④ 事業所が提供する指定共同生活援助以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて共同生活援助計画の原案に位置付けるよう努めているか。
- ⑤ 共同生活援助計画の作成に係る会議(利用者に対する指定共同生活援助の提供に当たる担当者等を招集して行う会議)を開催し、共同生活援助計画の原案の内容について意見を求めているか。
- ⑥ 共同生活援助計画の作成後、共同生活援助計画の実施状況の把握(モニタリング。利用者についての継続的なアセスメントを含む。)を行うとともに、少なくとも6月に1回以上、共同生活援助計画の見直しを行い、必要に応じて共同生活援助計画の変更を行っているか。
- ⑦ モニタリングに当たっては、利用者及びその家族等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、定期的な利用者面接、定期的なモニタリング結果の記録を行っているか。
- ⑧ 利用申込者の利用に際し、その者に係る指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、その者の身体及び精神の状況、当該事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握しているか。

- ⑨ 利用者の身体及び精神の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な支援を行っているか。
- ⑩ 利用者が自立した社会生活を営むことができるよう指定生活介護事業所等との連絡調整を行っているか。
- ⑪ 他の従業者に対する技術指導又は助言を行っているか。
- ⑫ 常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに必要な助言その他の援助を行っているか。

また、法律や基準等が改正された場合の研修（個別支援計画作成臨時研修）を適宜実施する。

なお、初級職、中級職に対しては、ステップアップ研修に加え、事業所独自の方法による個別支援計画及びモニタリングに関する基本的な研修（個別支援計画作成基礎研修）を実施する。

(2) 申請業務研修

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「法律」という。）」第46条第1項に基づく障害福祉サービス事業所の指定に関する変更届、法律第79条第3項に基づく障害福祉サービス事業等届出事項変更届、「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年10月31日付け・障発第1031001号）」第一に基づく介護給付費算定に係る体制等に関する届出書など所轄庁に提出する書類作成に関する実務について学ぶ。

(3) 国保請求業務研修

市町村から委託を受けている国民健康保険団体連合会（以下、「国保連合会」という。）に対する障害福祉サービスにおける介護給付費等の請求に関する実務（利用者に対するサービス提供実績に基づき簡易入力システム等で介護給付費等の請求情報を作成し、簡易入力システムでインターネットを経由して電子請求受付システムへ送信する請求業務および国保連合会からの各種通知の受信管理など）を学ぶ。

新たに当該実務を担うことになった職員向けの研修（国保請求業務新任研修）、国保連合会が請求システムの改修（バージョンアップ）やマニュアルの改訂が行われた際や使用するパソコンのシステム変更（OS変更やバージョンアップ等）に伴い随時実施する研修（国保請求業務更新研修）の2つの研修を適宜実施する。

(4) 情報技術研修

上級職以上を対象に、事業所内ネットワーク（LAN）およびサーバーを運用する上で必要な知識や技術を学ぶ研修（情報技術運用研修）を実施する。

また、法人及び事業所のホームページの運用担当者については、新任者向けの研修（ウェブ運用基本研修）、ホームページの仕様変更（デザイン変更を含む）や使用するパソコンのシステム変更（OS変更やバージョンアップ等）やホームページ作成ソフトの仕様変更（バージョンアップ等）に伴う研修（ウェブ運用臨時研修）を実施する。

なお、初級職、中級職に対しては、ステップアップ研修に加え、業務及びプライベートで使う情報端末（スマホやパソコン等）の適切な運用（利用者情報など個人情報の漏洩防止等）を学ぶ研修（情報技術モラル研修）を実施する。

(5) その他業務上必要となる業務研修

法律や基準等の見直しや、業務を遂行する上で、一定の知識や技術等を習得することが必要となったことにより、適宜実施する。

3 レベルアップ研修は、以下の分野から選択し、毎年、年度当初に立案する法人及び事業所の事業計画と共に研修目標を立てて、専門的なテキストとカリキュラムに基づき、全職位が参加したかたちで定期的に複数回（年6回以上）実施する。

(1) 社会福祉研修

専門的知識及び技術をもって、身体上もしくは精神上の障害があること、または環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導、福祉サービスを提供する者又は医師その他の保健医療サービスを提供する者その他の関係者との連携及び調整その他の援助を行うことに必要な知識と技術を学ぶ。

(2) 精神保健福祉研修

精神障害者の保健及び福祉に関する専門的知識及び技術をもって、精神科病院その他の医療施設において精神障害の医療を受け、または精神障害者の社会復帰の促進を図ることを目的とする施設を利用している者に対し、法律に基づく地域相談支援の利用に関する相談その他の社会復帰に関する相談に応じ、助言、指導、日常生活への適応のために必要な訓練その他の援助を行うこと（相談援助）に必要な知識と技術を学ぶ。

(3) 介護支援専門研修

高齢者及び障害者に対し、介護全般に関する相談援助や関係機関との連絡調整を行うこと、利用希望者、家族がどのような介護サービスの希望をするか把握するための面接（インテーク）、どのようなサービスが必要かを査定（アセスメント）、介護保険が利用できるようにサービス計画、個別支援計画を作成（プランニング）すること、サービスの利用開始後に提供されているサービスが適切か否かを定期的に評価（モニタリング）して要介護者と介護者の状況に合わせて再びアセスメント、プランニングをおこなうために必要な知識と技術を学ぶ。

(4) その他サービス提供の質的向上をめざした研修

利用者に提供するサービスの質的向上を図る上で福祉分野に限らず有益であると考えられるプラスαの知識や技術等を習得するために実施する。

(実施計画)

第4条 前条に掲げる研修の実施については、法人及び事業所が年度当初に立案する事業計画において、その開催頻度等について計画する。

2 第3条第1項のステップアップ研修については、対象となる職員及び職位がない場合は実施しない。

3 この規程に基づき実施する研修を通じた職員の知識や技術等の習得状況、出席状況等については、人事考課制度の評価に反映する。

(指導計画)

第5条 この規程に掲げる研修の講師は管理職以上が担うことを基本とする。

2 前項に関わらず、第2条第1項の第2号及び第3号については、研修内容等に応じて、管理者の命により、上級職、かつ、有資格者が講師となる場合がある。

3 研修内容によっては外部から講師等を招き実施することがある。

(復命研修)

第6条 社内研修会を計画的に開催し、コミュニケーション能力の向上とOJT推進、また研修やセミナーで学んだ事を職場内での実践や課題解決に活用する為に、次の内容による復命研修会を実施することがある。

- ① 介護・送迎事故防止、緊急時の対応に関する研修
- ② 身体拘束廃止及びスピーチロックに関する研修
- ③ 苦情対応に関する研修
- ④ 地震・火災・水害など、防災設備に関する研修
- ⑤ 感染症予防に関する研修
- ⑥ 障害者及び認知症ケアに関する研修
- ⑦ 内服に関する研修
- ⑧ 口腔ケアに関する研修
- ⑨ 機能訓練に関する研修
- ⑩ 腰痛予防に関する研修
- ⑪ 個人情報取扱研修
- ⑫ 労務に関する研修
- ⑬ 所轄庁が実施する集団指導や研修に基づく研修

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。